

WE B営業活動強化支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行う取引支援・販路開拓促進事業実施要綱第4条（1）で規定する支援の一環として実施するWE B営業活動強化支援事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、県内の中小企業者・小規模企業者の保有する技術や製品・事業概要等の情報を積極的に発信するための動画作成を支援することで、県内の中小企業者・小規模企業者の販路開拓・取引拡大の促進に寄与することを目的とする。

(実施事業)

第3条 中小企業者・小規模企業者が行おうとする営業活動に供するWE B動画の作成（以下「動画の作成」という。）に対し、当機構の「専門家派遣事業」における登録専門家を活用した技術的支援を行うものとする。

- 2 前項で作成した動画を機構ホームページで公開することにより、県内企業の保有する技術や製品の情報を広く発信する。

(支援対象企業)

第4条 本事業において支援の対象とする者は、宮城県内に事業所を有し中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに同法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内において製品を製造（設計・企画を含む）している者とする。

(支援対象企業の募集)

第5条 機構は、本事業の活用を希望する中小企業者・小規模企業者を公募するものとする。

- 2 公募に必要な手続きは別途定めるものとする。
- 3 公募期間中に対象企業が規定数に満たなかった場合、以降は随時募集とする。
- 4 ステージアッププロジェクト企業である場合については、この手続きに依らないものとする。

(申込及び受付)

第6条 本事業の活用を希望する中小企業者・小規模企業者（以下「申請者」という。）は、「WE B営業活動強化支援申込書」（様式1）を機構に提出し、申し込むものとする。

(支援対象企業の選定)

第7条 機構は、前条の提出があった場合、内部審査の上支援対象企業を決定する。

- 2 審査は以下の項目について行うものとする。
 - (1) 事業への理解度：動画の作成目的は、事業目的に照らして妥当か。
 - (2) 必要性：動画使用方法、視聴対象者からして十分な営業効果が期待できるか。
 - (3) 実効性：補助事業の実施により十分な効果が期待できるか。

3 内部審査の方法は別途定めることとする。

(専門家の選定)

第8条 機構は、前条の審査により支援が決定した場合、「専門家派遣事業」における登録専門家の中から、相応の知見及び技術を有する専門家（以下「専門家」という。）を選定する。

2 登録専門家が次の各号のいずれかに該当する場合、機構は前項の専門家として選定することがない。

- (1) 申請者の役員又は社員の身分を有する者
- (2) 申請者における役員等の4親等以内の親族である者
- (3) 申請者の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (4) 申請者が発行済み株式の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を有する企業に在籍する者
- (5) 申請者との間で、継続的に指導・助言する契約（顧問契約等）を締結している者

(支援の決定)

第9条 機構は、第7条の内部審査の結果について、申請者に「WE B営業活動強化支援事業 審査結果通知書」（様式2）により通知する。

2 支援を決定した場合は、前項の他、支援の決定を受けた申請者（以下「支援企業」という。）に対して「負担金請求書」（様式3）を送付し、前条で選定された専門家に対しては「WE B営業活動強化支援依頼書」（様式4）により通知するものとする。

(支援中止)

第10条 支援決定後に支援企業から取下げの申し出があった場合、機構は取下げの理由を確認し、やむを得ないものと認めた場合には、申し出を受理し支援の中止を支援企業及び専門家にそれぞれ書面で通知する。

2 支援決定後に専門家から支援中止の申し出があった場合、機構は取下げの理由を確認し、やむを得ないものと認め、かつ当該専門家による支援中止に関して支援企業の合意が得られた場合には、支援の中止を支援企業及び専門家に書面で通知する。

3 前項において、支援企業が別の専門家による支援を希望する場合には、機構は改めて専門家を選定し、前条に基づき支援企業並びに専門家に通知し支援を継続する。

(報告書及び成果物の提出)

第11条 支援企業は、支援が終了した日の翌日から起算して10日以内に「WE B営業活動強化支援報告書」（様式6）を作成し、作成した動画とともに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の動画の提出を受けた場合は、速やかに内容を検収し必要に応じて修正等の指示を行うものとする。

3 専門家は、支援が終了した日の翌日から起算して10日以内に「WE B営業活動強化支援業務報告書」（様式7）を作成し、機構に提出しなければならない。

(専門家の義務)

第12条 専門家は、職務上知り得た秘密を漏えい又は濫用してはならない。また、動画の作成にかかる業務の再委託等をしてはならない。

- 2 専門家は、機構の求めに応じ、動画の作成にかかる進捗等について報告しなければならない。
- 3 専門家は、動画の作成にあたり支援企業及び機構の意見を考慮しなければならない。

(専門家への謝金等)

第13条 機構は、支援企業及び専門家からそれぞれ第12条の報告書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を確認し、適当と認めたときは専門家に対して謝金を支払うものとする。

- 2 謝金の額は作成する動画1本あたり旅費を含め180,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。
- 3 第10条第1項及び第2項により支援を中止した場合、中止が支援開始前になされた場合には謝金等は発生しない。また、中止が支援開始後になされた場合には、支援企業及び専門家に支援状況を確認し、進捗に応じて謝金等の支払を行う。

(支援企業の負担)

第14条 支援企業は、専門家の謝金の額の2分の1（小規模企業者の場合については3分の1）に相当する額を負担しなければならない。

- 2 支援企業は、前項の規程に基づく負担金について、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して前納しなければならない。ただし、一括して前納することができないことについてやむを得ない理由があると機構が認めるときは、分割して納入することができる。

(動画の活用)

第15条 作成した動画は、以下のとおり活用するものとする。

- (1) 機構がホームページで公開する。
- (2) 支援企業が営業活動等で使用する。
- (3) 上記以外の使用方法については、支援企業と機構が協議の上、決定するものとする。

(免責)

第16条 動画の作成支援の実施に関して支援企業又は専門家に天災や事故等による損害が生じても、機構はその責を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。